

広島県告示第七百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十二年九月二十日までの間、縦覧に供する。

平成二十二年九月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

新山府中線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		備 考
	新	旧	
府中市松谷町字千ノ坪八三六番一地从先から 府中市高木町字沖八四番一地从先まで	七・八〇〇 四・〇〇一	四・四〇〇 七・〇〇一	敷地の幅員 (メートル)  延長 (メートル)  ルフト変更 不用物件延長 五・六七・ メートル
	五四・〇	五六七・〇	